

第 4 7 5 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

R 3 . 3 . 8 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名															
議 案 (20件)	予 算 案 (19件)	5 7	令和 2 年度 島根県 一般会計 補正 予算 (第 12 号)															
		5 8) 6 9	令和 2 年度 島根県 公債管理 特別会計 補正 予算 (第 2 号) 外 1 1 特別会計 補正 予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 8 公債管理</td> <td style="width: 33%;">5 9 証紙</td> <td style="width: 33%;">6 0 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>6 1 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> <td>6 2 国民健康保険</td> </tr> <tr> <td>6 3 母子父子寡婦福祉資金</td> <td>6 4 農林漁業改善資金</td> <td>6 5 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>6 6 中小企業制度融資等</td> <td>6 7 中海水中貯木場</td> <td>6 8 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>6 9 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	5 8 公債管理	5 9 証紙	6 0 総務事務集中処理	6 1 あさひ社会復帰促進センター診療所		6 2 国民健康保険	6 3 母子父子寡婦福祉資金	6 4 農林漁業改善資金	6 5 中小企業近代化資金	6 6 中小企業制度融資等	6 7 中海水中貯木場	6 8 臨港地域整備	6 9 県営住宅		
	5 8 公債管理	5 9 証紙	6 0 総務事務集中処理															
6 1 あさひ社会復帰促進センター診療所		6 2 国民健康保険																
6 3 母子父子寡婦福祉資金	6 4 農林漁業改善資金	6 5 中小企業近代化資金																
6 6 中小企業制度融資等	6 7 中海水中貯木場	6 8 臨港地域整備																
6 9 県営住宅																		
	7 0) 7 5	令和 2 年度 島根県 病院事業 会計 補正 予算 (第 3 号) 外 5 事業 会計 補正 予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">7 0 病院</td> <td style="width: 15%;">7 1 電気</td> <td style="width: 15%;">7 2 工業用水道</td> <td style="width: 15%;">7 3 水道</td> <td style="width: 35%;">7 4 宅地造成</td> </tr> <tr> <td colspan="5">7 5 流域下水道</td> </tr> </table> </div>	7 0 病院	7 1 電気	7 2 工業用水道	7 3 水道	7 4 宅地造成	7 5 流域下水道										
7 0 病院	7 1 電気	7 2 工業用水道	7 3 水道	7 4 宅地造成														
7 5 流域下水道																		
条 例 案 (1 件)		7 6	島根県 県税 条例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 令和 3 年度 地方税法 の 改正 に 伴 う 所 要 の 改正 ① 自動車税 の 種別割 に つい て、初 回 新 規 登 録 か ら 一 定 年 数 を 経 過 し た 環 境 負 荷 の 大 き い 自動車 は 税 率 を 重 く し、環 境 負 荷 の 小 さ い 自動車 は 税 率 を 軽 減 す る 特 例 措 置 に つい て、軽 減 措 置 の 見 直 し を 行 っ た 上 で 適 用 期 限 を 2 年 間 延 長 (令 和 3、4 年 度) ② 法 人 の 事 業 税 に お け る 電 気 供 給 業 の 事 業 区 分 に 特 定 卸 供 給 事 業 を 追 加 し、発 電 事 業 等 と 同 様 の 方 式 に よ り 課 税 す る こ と ③ 住 宅 及 び 土 地 の 取 得 に 係 る 不 動 産 取 得 税 の 税 率 (本 則 4 %) を 3 % と す る 特 例 措 置 の 適 用 期 限 を 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で 延 長 ④ 軽 油 引 取 税 の 課 税 免 除 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 を 令 和 6 年 3 月 31 日 ま で 延 長 ⑤ 免 税 軽 油 の 引 取 り を 行 う 免 税 軽 油 使 用 者 に 対 し、免 税 証 へ の 押 印 を 求 め ない こ と ⑥ そ の 他 規 定 の 整 備 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 施 行 日 : ①③～⑥ 令 和 3 年 4 月 1 日 ② 令 和 4 年 4 月 1 日 た だ し、⑥ の 一 部 に つい て は、法 律 公 布 日 又 は 条 例 公 布 日 の い ず れ か 遅 い 日 </div>															